

放課後児童支援員認定資格研修に関するQ&A

項目	質問	回答
申込について	開催日程(5日間)のうち、3日目が予定があり参加できません。その場合でも申込可能ですか。	申込み時点で参加できない日が判明している場合は申込をご遠慮ください。特定の日のみ別会場で受講を希望される場合には、その旨を備考欄に記入のうえ、お申込ください。 ※定員に限りがあるため、修了見込みがないにも関わらず申込みをされますと他の方の受講の機会を奪うことになりかねませんのでご配慮くださいますようお願いいたします。
一部科目修了について	一部科目修了証を紛失した場合は、どうしたらよいですか。	一部科目修了証を紛失した場合は、備考欄に未修了科目の番号を記入して、お申込みください。未修了科目が不明な場合は、県こども家庭室(076-444-4103)に修了状況を確認のうえ、記載してください。
受講について	免除科目も受講可能ですか。	免除科目も受講できます。
	当日の欠席や遅刻の場合は、どうしたらよいですか。	次回来場した際に、事務局にお声がけください。15分以上の遅刻は欠席とみなされますので、ご注意ください。
氏名の変更確認書類について	卒業証書が旧姓である場合も氏名の変更が確認できる書類が必要ですか。	必要です。別添1で必要とされている受講資格確認書類から氏名が変更している場合は、必ず提出ください。
受講資格(第3号)	受講資格第3号で必要となる勤務時間はどのくらいですか。	受講資格第9号と同様に2,000時間程度となります。
	9月で実務経験が2年以上となりますが、申込は可能ですか	申込時点で受講資格を満たしている必要がありますので、受講できません。
	卒業した学校が現在は統廃合のため存在しないのですが、卒業証明書はどのように取得すればよいですか。	学籍管理を引き継いでいる機関がありますので、設置主体の学校法人または教育委員会等にご確認ください。
	大学を卒業していますが、高校の卒業証明書ではなく、大学の卒業証明書を提出してもよいですか。	大学への入学を認められた者でも要件となりますので、大学の卒業証明書類でも結構です。
受講資格(第4号)	卒業と同時に教員資格が得られる大学、短期大学を卒業していますが、その学校の卒業証書または卒業証明書を提出してもよいですか。	認められません。4号に該当する場合は、「教育職員免許状のコピー」または「教員職員免許状授与証明書のコピー」を提出ください。
	教員免許状を紛失した場合はどうしたらよいでしょうか。	発行元の都道府県で、「教育職員免許状授与証明書」を発行し、写しを提出してください。富山県では県教育委員会教職員課(076-444-3439)で発行しています。
	教員免許状を更新しておらず、失効していますが、4号に該当しますか。	該当します。更新の有無は問いません。
受講資格(第5号)	短期大学を卒業しましたが、第5号の「学校教育法の規定による大学」に該当しますか。	該当します。
	要件の学科(社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学)の授業を受講していれば、対象となりますか。	要件の学科のいずれかを専修する必要がありますので、授業の一科目として履修していただけでは認められない場合があります。学部名で判断できない場合は、履修科目を確認できる書類を提出いただくことになります。
受講資格(第9号)	放課後児童健全育成事業に類似する事業とはどのようなものですか。	とやまっ子さんさん広場や放課後子供教室、ポケットパークなどにおいて、児童と継続的な関わりを持っていた者が該当します。遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾やスポーツクラブ等は児童に対し継続的に教えていたとしても、他に遊びを通じた関わりを持った経験がない限り、原則対象となりません。 また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2,000時間程度あることが一定の目安となります。第9号での申し込みは市町村長の認定が必要となります。
実務経験証明書	証明書の押印は必要ですか。	押印は不要です。なお、証明書には、証明内容について県または市町村から問い合わせた場合に対応できる担当者の氏名も記載してください。(事業主と同一の場合は、事業主名を再掲してください。)